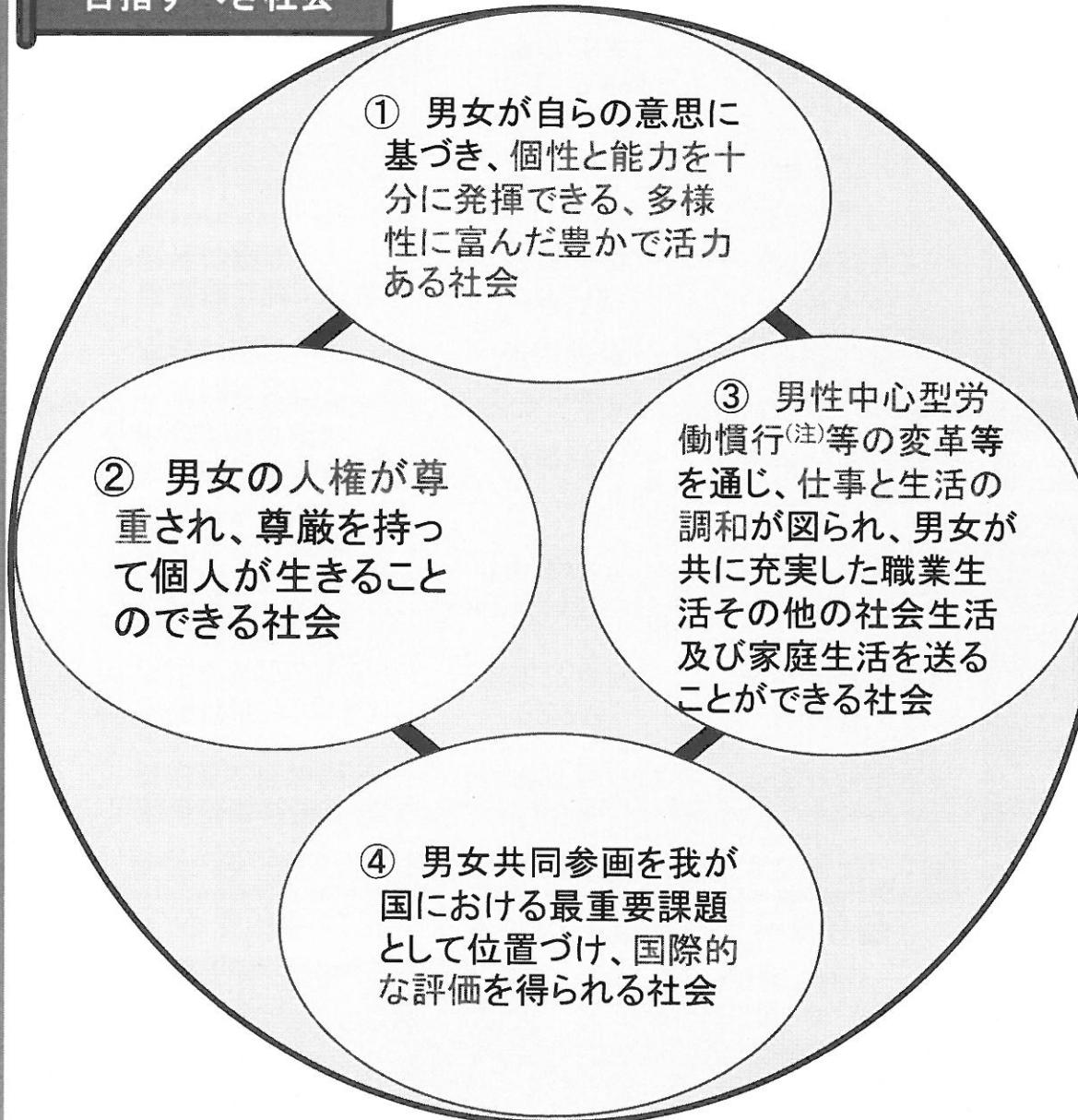


第4次男女共同参画基本計画(概要)①

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、平成37年度末までの「基本的な考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるもの。

目指すべき社会



4次計画で改めて強調している視点

- ① 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行^(注)等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実
- ② あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進、加えて将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進
- ③ 困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備
- ④ 東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用
- ⑤ 女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化
- ⑥ 國際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、國際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上
- ⑦ 地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化

(注) 勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。

第4次男女共同参画基本計画(概要)③

政策領域Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

- ① 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
- ② 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ③ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- ④ 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
- ⑤ 科学技術・学術における男女共同参画の推進
- ⑥ 生涯を通じた女性の健康支援
- ⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑧ 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

- ・働き方等の改革(長時間労働削減・ICT利活用など、家事・育児・介護等への参画に向けた環境整備)
- ・男女共同参画に関する男性の理解の促進、ポジティブ・アクションの推進による男女間格差の是正
- ・女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し(税制、社会保障制度等)
- ・「130%」達成に向け、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの推進
- ・政治・司法・行政・経済分野における女性の参画拡大
- ・各分野(地域、農山漁村、科学技術・学術、医療、教育、メディア、防災・復興、国際)における女性の参画拡大
- ・M字カーブ問題解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現
- ・均等な機会・待遇の確保対策の推進(マタハラ等の根絶含む)、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正
- ・非正規の処遇改善、再就職・起業支援等
- ・地域における女性の活躍推進に向けた環境の整備
- ・農山漁村における女性の参画拡大や女性が働きやすい環境の整備

政策領域Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

- ⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- ⑩ 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
- ⑪ 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
- ⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

- ・予防と根絶のための基盤整備、配偶者等からの暴力、ストーカー事案、性犯罪、子どもに対する性的な暴力、売買春、人身取引、メディアにおける性・暴力表現への対策
- ・貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援(ひとり親家庭、子供・若者の自立)
- ・高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備

政策領域Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- ・働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制等の検討
- ・育児・介護の支援基盤の整備
- ・国民的広がりを持った広報・啓発の展開
- ・男女共同参画等の教育・学習の充実等
- ・防災施策への男女共同参画の視点の導入
- ・東日本大震災からの復興施策への男女共同参画の視点の導入
- ・国際的な防災協力
- ・女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応
- ・男女共同参画に関する分野における国際的リーダーシップの発揮

- ・国内本部機構の強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施(予算編成に向けた調査審議等)
- ・地方公共団体や民間団体等における取組の強化

IV推進体制の整備・強化

参考資料2

おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)の概要

- 「あらゆる分野における女性の活躍」を、計画全体にわたる視点として冒頭に位置づけ
- OSAKA女性活躍推進会議等と連携し、男性中心型の働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組むことを明確化
- 基本方針ごとに具体的な数値目標を設け、府民にわかりやすいプランをめざす

1 基本理念

「大阪府男女共同参画推進条例」の5つの基本理念に基づき、男女共同参画を推進

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 固定的な性別役割分担等を反映した制度・慣行が男女共同参画への影響を及ぼさないよう配慮
- (3) 政策・方針の立案・決定への男女の共同参画
- (4) 家庭の重要性を認識した上で家庭生活と他の活動の両立
- (5) 國際社会における取組みへの考慮

2 時間期間

平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5年間

3 数値目標

基本方針ごとに具体的な数値目標を設定

＜参考＞女性活躍推進法の「都道府県推進計画」

根拠: 女性活躍推進法第6条

趣旨: 都道府県区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画

備考: 審議会答申を踏まえ、本プランと一緒にものとして、「基本方針」(9/25閣議決定)に沿って策定

＜参考＞これまでの検討状況

平成26年1月～第30回審議会(検討開始)
この間、審議会2回、部会5回開催
平成27年8月 第33回審議会(答申)
平成28年1月 パブリックコメント実施(12/28～1/26)
平成28年2月 パブリックコメント結果公表
平成28年3月 プラン策定

4 基本方針と具体的取組

基本方針	具体的取組
I あらゆる分野における女性の活躍	① 働き方の見直しと働き続けやすい職場環境の整備（経営者等の意識啓発、仕事と生活の調和、多様な働き方への支援等） ② 仕事と子育てとの両立（保育所等の整備促進、地域における子育て支援） ③ 退職後の再就職・起業等の支援 ④ 働く男女の健康管理対策の推進（メンタルヘルス対策の推進、相談体制の整備）
	① 政策・方針決定過程への女性の参画促進（審議会委員・府職員・企業・医療分野・地域等における女性の参画促進） ② 工理系分野等の女性人材の育成
	① 女性活躍推進法に基づく取組の実施（推進計画、事業主行動計画の策定・推進等） ② 男女雇用機会均等の更なる推進（普及啓発等）
II 健やかに安心して暮らせる社会づくり	① 女性的健康対策の推進（妊娠・出産等に対する健康支援） ② 思春期における性に関する適切な情報の提供と保健対策の推進 ③ 子どもの保健・医療の推進 ④ 成人期・高齢期における健康づくりの推進 ⑤ 喫煙・飲酒・薬物などによる健康被害の防止
	① 女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた啓発等の推進 ② 女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた取組の推進（DV、性犯罪、買売春・人身取引、ストーカー行為、セクハラ・マタハラ、児童虐待等への対応）
	① 困難な状況を抱える人々の課題解決のための支援の強化 ② ひとり親家庭や障がい児への支援 ③ 子育て世帯への支援（子育て費用の負担軽減、女性や子育て世帯等にやさしいまちづくり） ④ 高齢者・障がい者福祉の充実及び就業促進 ⑤ 高齢者・障がい者が暮らしやすいまちづくり（バリアフリー化の推進等） ⑥ 複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援
III 全ての世代における男女共同参画意識の醸成	① 子どもの頃からの男女共同参画意識の啓発 ① 子どもの頃からの男女共同参画意識の理解の促進（学校、家庭、地域等における男女平等に関する教育・学習）
	① 身近な問題として、理解と共感を広げる取組の推進（男女共同参画週間等における啓発活動の実施等） ② オピニオンリーダー層への意識啓発 ③ 多様な選択を可能とする教育・学習機会の確保（エンパワーメントとチャレンジのための能力開発等） ④ 男性に対する男女共同参画意識の醸成（働き方の見直し、男性の家事・育児・介護等への参画） ⑤ 女性の人権を尊重した表現の推進 ⑥ 男女共同参画に関わる調査・研究、情報の収集・提供
	① 地域における男女共同参画の促進（自治会等地域における男女共同参画の促進、女性の視点を取り入れた災害対策等の推進）
	① 多文化共生の推進、外国人情報コーナーの設置等（男女平等に関する海外の情報提供、外国人への相談対応・情報提供等）

5 男女共同参画社会の形成に向けて(推進体制について)

○オール大阪での連携体制の一層の推進(産官学の連携を強化)、○行政の推進体制等の強化・充実(府民ニーズのより一層の把握)、○計画の進行管理及び検証・改善